

令和5年度
第1回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和5年4月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第1回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和5年4月14日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和5年4月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年4月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和5年4月25日 13時41分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	▲	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	▲	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 3番	阿部正光	議席番号 6番	小山田和義
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号4番 菊田健生 委員、仕事のため、欠席となります。議席番号5番 熊澤威人 委員は所用ですが遅れて出席の予定です。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和5年度八幡平市農業委員会第1回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、3番 阿部正光 委員、6番 小山田和義 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第1回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第1回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、5項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年4月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和5年度第1回総会について

3項目め。令和5年度農業委員会事務局職員体制について

4 項目め。令和 5 年度主要事業概要及び農業委員会予算について
以上、4 項目の内容について、事務局から説明を行いました。改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より「3 項目め、」の説明を行う事としております。

なお、関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等について

協議を行った結果、5 月 10 日午前 9 時 00 分に決定となりました。

2 項目め。令和 5 年度「農地の日」の取り組みについて

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

続きまして、3 項目め。令和 5 年度の業務内容と岩手県農業公社との農地貸借について

内容について協議を行ったところ、下側に記載した通りとなりました。

次のページの左上、4 項目め。令和 5 年度地域計画策定に向けた目標地図の作成について

内容について協議を行ったところ、下側に記載した通りとなりました。

続きまして、5 項目め。令和 5 年度地域計画策定に向けた農地の意向について

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりました。

以上、5 項目について協議を行いました。改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より「2 項目め」から「5 項目め」の説明を行う事としております。

なお、関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

小山田委員より要望が出され、事務局と情報交換が行われました。

続いて、竹田委員より質問が出され、運営委員と事務局により情報交換が行われました。

次のページの左上となります。

立柳会長より、大更地区内農地のあっせんに関する報告が行われ、今後のあっせんに対する農地コーディネーターとの関わり方について、第 2 回運営委員会で話し合われることになりました。

続いて、懇親会及び事務局職員歓送迎会の開催について質問が出され、運営委員により情報交換が行われた結果、同じく第 2 回運営委員会で検討することになりました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 5 年度第 1 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 5 年 4 月 25 日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第 1 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の9ページをご覧ください。

令和5年3月24日から令和5年4月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧4番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

かた括弧5番の補足ですが、3月20日受付の農地改良届は3回目の更新です。3月27日受付の制限の例外は200㎡未満の施設の建設です。

次に、かた括弧6番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は4月14日の金曜日でございます、11件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の1番委員日戸重雄委員、農業委員の2番委員田村昭雄委員、推進委員の西根南地区の2番委員田村真行委員、推進委員の松尾地区の2番委員高橋和夫委員、推進委員の安代地区の2番委員立花忠彦委員の5名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と高橋主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、本日の総会の議案をすすめるうえで、訂正とお詫びがあり、この場を借りて説明させていただきます。令和4年度内に農業経営基盤強化促進法などの農地法関連法案の改正により、令和5年4月から総会における議案の内容も変更することになりました。

令和5年2月9日の運営委員会及び令和5年2月24日の合同会議において、農用地利用集積計画は令和7年3月31日までしか策定できないこと、令和5年4月1日から農用地利用集積等促進計画での議案も策定できることを説明しました。その後、新しい法律について県に聞きながら、4月総会からは通常の基盤法による貸借は農用地利用集積計画、岩手県農業公社を經由した基盤法中間申請は農用地利用集積等促進計画にて進めようとし、令和5年4月10日の運営委員会で説明しました。

その後、岩手県農業公社と総会に向けた書類作成を協議していく中で、農用地利用集積計画は総会議決の2日後には公告できるが、農用地利用集積等促進計画は総会が議決しても公告は1カ月かかることが判明しました。地域計画の策定は来年の令和6年度内であり、無理に農用地利用集積等促進計画策定にこだわる必要がないことも考慮し、当面は従来通り基盤法申請も農業公社を經由した基盤法中間申請もすべて農用地利用集積計画にて総会に諮ることとしました。よって今月の総会にて、基盤法申請21件、基盤法中間申請37件はすべて議案第4号の農用地利用集積計画に諮り、議案第5号農用地利用集積等促進計画は取り下げさせていただきます。

4月10日の運営委員会で説明した内容から変更し、議案第5号を取り下げることに對して、大変ご迷惑をかけますが、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 7 件です。

申請番号 1：安代寄木 18-1、畑、1,144 m²を含む 14 筆 23,725 m²です。使用賃貸借権設定です。申請地は今まで譲受人・譲渡人の子がりんどうを作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 2：大更第 32 地割 503、田、1,580 m²を含む 2 筆 4,480 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 3：平笠第 1 地割 324、田、1,668 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人の父が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 4：帷子第 15 地割 143、田、261 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利設定後は水稻を作付予定です。

申請番号 5：野駄第 11 地割 174、田、84 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 6：松尾寄木第 3 地割 206-1、田、192 m²を含む 3 筆 266 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号 7：松尾寄木第 3 地割 211-3、畑、161 m²を含む 2 筆 535 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

次の 4 ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の 1 ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号2番 田村昭雄 委員にお願いいたします。

2番（田村委員）

2番 田村昭雄です。

申請番号1番ですが、位置は、JR赤坂田駅から北東へ約1km以内に点在しています。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、八幡平市立病院から北東へ約1.5kmの地点です。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号3番ですが、位置は、岩手山SAから東へ約750mの地点です。現況は、水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号4番ですが、位置は、西根第一中学校から北東へ約1.7kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、松野小学校から西へ約150mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、柏台小学校から北東へ約2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号7番ですが、位置は、柏台小学校から北東へ約2.1kmの地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、平館第8地割63-1、畑、1,033㎡を含む2筆、計2,194㎡。売買による資材置場の敷設です。転用の目的は、資材・製品置場となっております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号2番 田村昭雄 委員にお願いいたします。

2番（田村委員）

2番の田村昭雄です。

申請番号1番ですが、位置は平館小学校から北東へ約400mの地点です。現況は、畑で牧草が作付されておりました。申請地は、道路に面しており利便性も高く、また仕事の作業範囲を考慮した結果、当該農地を選定したとのことでした。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の9ページをお開きください。今月の申請は1件になります。関係資料3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、田頭第37地割59、畑、135㎡です。

現況は、診療所の駐車場として利用されており、雑種地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号2番 田村昭雄 委員にお願いいたします。

2番（田村委員）

2番の田村昭雄です。

申請番号1番ですが、位置は西根総合支所から北へ約200mの地点です。現況は、診療所の敷地と一体化に利用しておりました。申請地は昭和63年ころに診療所を建築した際に、宅地との境界確認を行わず放置していたとのことでした。

今回申請の農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

17 番（大森委員）

はい。

議長（立柳会長）

はい、大森委員。

17 番（大森委員）

診療所について、教えていただけませんか？

事務局（高橋主事）

関係資料の 12 ページをお開きください。こちらが診療所ですが、診療所はエールクリニックです。旧畠山内科です。

議長（立柳会長）

ほかに質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。今月の申請は58件で、全件新規の申請です。貸借権設定は45件、そのうち中間管理機構を通した申請が32件、使用貸借権設定は10件で、そのうち中間管理機構を通した申請が2件です。また、所有権移転は3件で、すべて中間管理機構を通した申請です。

まずは、貸借権設定です。

申請番号1番～8番は西根南地区に係る申請です。

申請番号9番は西根北地区に係る申請です。

申請番号10番～12番は松尾地区に係る申請です。

申請番号13番は安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号14番～17番は西根南地区に係る申請です。

申請番号18番は西根北地区に係る申請です。

申請番号19番～21番は松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での貸借権設定です。

申請番号22番は西根南地区に係る申請です。

申請番号23番～33番は西根北地区に係る申請です。

申請番号34番～51番は松尾地区に係る申請です。

申請番号52番～53番は安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号54番～55番は西根北地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号56番～57番は西根南地区に係る申請です。

申請番号58番は西根南地区および西根北地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の20ページ以降に掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

議長（立柳会長）

ここで、議長を交代します。三浦美恵子 会長職務代理者 議長席に登壇願います。

（立柳会長は19番席に着席）

（三浦会長職務代理者は議長席に着席）

議長（三浦会長職務代理者）

これより、八幡平農業委員会会議規則 第8条第2項の規定により会長の職務を代理し、議長を務めます。引き続きまして、申請番号11番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員

会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号19番 立柳優 委員の退席を求めます。

(19番 立柳 委員 退席確認)

議長（三浦会長職務代理者）

これより、申請番号11番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（三浦会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号11番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長職務代理者）

よって、申請番号11番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号19番 立柳優 委員の着席を求めます。併せて、議長を交代します。立柳会長は議長席に登壇願います。

(三浦会長職務代理者は 18 番席に着席)

(立柳会長は議長席に着席)

引き続きまして、申請番号13番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 3 番 阿部正光 委員の退席を求めます。

(3番 阿部 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号13番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号13番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号13番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号3番 阿部正光 委員の着席を求めます。

（3番 阿部 委員 着席確認）

次に、申請番号28番、30番、32番、55番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（11番 中村 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号28番、30番、32番、55番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号28番、30番、32番、55番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号28番、30番、32番、55番の案件については、原案のとおり決定いたしました。
ここで、議席番号11番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（11 番 中村 委員 着席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号 11 番、13 番、28 番、30 番、32 番、55 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号11番、13番、28番、30番、32番、55番を除く議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号 11 番、13 番、28 番、30 番、32 番、55 番を除く議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 『農用地利用集積等促進計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

議案第 5 号ですが、当初、議案第 4 号で提案いたしました申請番号 22 番から申請番号 58 番までの 37 件の農地中間管理事業での貸借、所有権移転について、本議案で可否の決定を行うこととしておりましたが、令和 5 年 4 月 19 日に岩手県農業公社と協議し、取り下げることにいたしましたので、議案第 5 号議題として総会資料に記載がありますこと、ご了承下さい。

説明は以上です。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。

よって、議案第5号『農用地利用集積等促進計画の決定について』は、取り下げにより審議しないこととします。

6 閉会（13時41分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年5月23日

会 長 _____

3番委員 _____

6番委員 _____

令和5年度

第1回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年4月25日（火）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第1回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 5 閉 会